【規程番号　神女大短Ⅰ－012－(2)】

神戸女子大学・神戸女子短期大学 FD 委員会規程

（目的）

第１条　この規程は、神戸女子大学及び神戸女子短期大学（以下「本学」という。）に FD 委員会（以下「委員会」という。）を置き、大学設置基準、大学院設置基準及び短期大学設置基準に基づき、組織的な研修及び研究（FD）を実施し、本学における授業の内容及び方法の改善を図ることを目的とする。

（組 織）

第２条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

(1) 委員長

(2) 大学の各学科に所属する教員各１名

(3) 大学院の各専攻に所属する教員各１名

(4) 短期大学の各学科に所属する教員各１名

(5) 全学共通教育運営委員会委員１名

(6) 教務課長

２　前項第６号を除く各号の委員を兼務することは、これを妨げない。

３　第１項第６号を除く委員の任期は１年とし、再任を妨げない。

４　委員長は、学長が指名する。

５　委員長は、委員会を招集し、議長となる。

６　委員長に事故があるときは、学長が代理を指名する。

７　第１項第２号、第３号、第４号及び第５号の委員は委員長からの推薦に基づき、学長が指名する。

８　委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

（審議事項）

第３条　委員会は、次の各号に掲げる事項について審議する。

(1) FD 活動の計画及び実施、運営及び支援に関する事項

(2) FD 活動に関する情報収集及び提供に関する事項

(3) FD 活動の自己点検・評価に関する事項

(4) その他、委員会が必要と認める事項

２　前項各号について審議された事項は、内部質保証委員会に報告する。

（事務）

第４条　本規程に関する事務は、教務課が行う。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、委員会及び内部質保証委員会の意見を聴き学長が行う。

附　則

１　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、神戸女子大学 FD・SD 委員会規程及び神戸女子短期大学 FD・SD 委員会規程は廃止する。

附　則

この規程は、令和７年７月１日から施行する。